

西条市光ファイバ網整備事業の整備事業者選定に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和2年8月

西 条 市

西条市光ファイバ網整備事業の整備事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、西条市光ファイバ網整備事業の整備事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

記

1. 事業名

西条市光ファイバ網整備事業(以下「本事業」という。)

2. 事業の目的

本事業は、西条市内の光ファイバ網が未整備の地区に、国の「高度無線環境整備推進事業」(以下「国事業」という。)を活用し、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路整備等を整備することで、市内における光インターネット環境の未整備地区を解消し、地域における情報格差を是正することを目的とする。

本事業により、より多くの市民が光ファイバ網にかかるサービスを楽しむことができることにより、市民の安心・安全の確保や移住・定住促進、行政サービスの向上など幅広い分野に活用することを目指すものである。

なお、本事業は民設民営方式で電気通信事業者(以下「事業者」という。)を公募により選定し、その整備の費用に対する補助金を本市が交付することにより実施する。

3. 事業場所

整備対象地域は、別添資料1のとおりとする。

4. 事業期間

西条市光ファイバ網整備事業費補助金の交付決定日から、原則として令和3年3月31日までとする。ただし、工期について整備に必要な期間を確保できない場合は、企画提案書に必ずその旨を記載すること。また、国事業の事業実施期間と整合を図ること。

ただし、本件は、総務省高度無線環境整備推進事業の採択及び市の予算の議決を要することから、総務省高度無線環境整備推進事業の採択及び市の予算の議決がない場合は、事業を延期または中止する場合がある。

5. 事業内容

- (1) 整備対象地域に高速かつ大容量無線局の前提となる伝送路設備等を整備し、地域内住民に光インターネットサービスを提供する。
- (2) 上記(1)を行うために必要な業務及び附帯する設計業務及び監理業務、調査業務の他、必要な用地及び道路の整備に関する業務。
- (3) 西条市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定められ

た交付申請や業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務。

- (4) 国事業の交付申請、業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務。
- (5) 事業の計画、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成。
- (6) 上記のほか、事業全体の目的を達成するために必要な業務。

6. 補助金限度額

補助金交付上限額は、170,734 千円を限度とする。(消費税及び地方消費税含む。)また、補助金の支払いは事業完了後に支払うものとする。

7. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

8. スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 公示日 | 令和 2 年 8 月 3 日 (月) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 2 年 8 月 12 日 (水) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和 2 年 8 月 14 日 (金) |
| (4) 参加申込書及び提案書等提出期間 | 令和 2 年 8 月 4 日 (火) ~ 8 月 18 日 (火) |
| (5) 事業者選定の審査 | 令和 2 年 8 月 21 日 (金) 【予定】 |
| (6) 審査結果通知の送付 | 令和 2 年 8 月 24 日 (月) 【予定】 |

9. 参加資格

- (1) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者であること。
- (2) 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- (3) 愛媛県内において、現に光ブロードバンドサービスを提供している者であること。
- (4) 本事業の実施にあたり、国事業を活用する事業者であること。
- (5) 市から指名停から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を完納していること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 西条市暴力団排除条例(平成 23 年西条市条例第 20 号)に規定する暴力団員等でないこと。

10. 候補者の特定方法

参加者から西条市光ファイバ網整備事業企画提案書(以下「企画提案書」という。)等を受け付け、その企画提案を西条市光ファイバ網整備事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査し、候補者を特定する。

なお、審査方法及び審査基準等は下記13及び14のとおりとするが、審査委員会が必要であると判断した場合は、応募者に対しヒアリング調査等を実施する場合がある。

11. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書・回答書(様式1)を電子メールに添付して提出すること。電子メール送信後、確認のため着信確認の電話連絡を行うこと。電話又は口頭による質問並びに期限後の質問は受け付けないこと。なお、電子メールの件名に「【会社名】西条市光ファイバ網整備事業に係る質問書」と記載すること。

(2) 期限

令和2年8月12日(水)17時15分まで(必着)

(3) 回答方法

市ホームページに掲載し回答する。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなすこと。

(5) 提出先

西条市総務部 ICT 推進課

TEL:0897-56-5151 FAX:0897-52-1200

Mail:ictsuishin@saijo-city.jp

12. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要領及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書(様式2)	1部
イ 西条市暴力団排除条例に関する誓約書(様式3)	1部
ウ 会社概要(様式4)	1部
エ 光ブロードバンドサービス実績調書(様式5)	1部
オ 電気通信事業法に規定する事業者であることを証明するもの(写)	1部

② 提案書等の提出書類

ア 事業実施体制各種調書及び企画提案書提出届(様式6)	1部
イ 事業実施体制各種調書及び企画提案書等 ・企画提案書(任意様式)	1部

- ・西条市に提供する光ブロードバンドサービス等に関する事項（様式 7）
- ・光ブロードバンドサービスの保守拠点・加入者へのサポートに関する事項（様式 8）
- ・基盤整備工程計画表（様式 9）
- ・サービス提供イメージ図（様式 10）
- ・見積書（補助金交付希望額）（様式 11）
- ・その他（様式 12）

(2) 提出期限

① 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

令和 2 年 8 月 18 日（火）17 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

① 参加申込書等及び企画提案書等

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、かつ郵便事故等について、市はその責めを負わないものとする。

(4) 企画提案書様式・制限枚数

A4 判タテ、様式 6 「事業実施体制各種調書及び企画提案書提出届」を除き、両面印刷 10 枚以内とし、下部中央にページ番号を記入すること。

ホチキス等で綴じず、クリップ等でまとめて提出すること。

当該書類の電子データを保存した媒体（DVD または CDR 等）をあわせて提出すること。

(5) 提出先

下記 18 のとおり

13. 審査方法

評価項目とその配点は、次表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
事業の方針 (様式 7 関係)	<p>本事業の趣旨を理解した提案がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民設民営方式での整備内容となっているか。 ・高速情報通信網は FTTH 方式とし、事業者が主体となった取組となっているか。 ・下請けや保守業務等について、市内業者への発注等に配慮されているか。 ・整備後にかかる運営費及び維持管理費、機器更新、災害復旧等の費用はすべて事業者負担となっているか。 ・当初の需要見込数を満たさない場合、違約金等の自治体負担は発生しないか。 	15 点
事業遂行能力	実施体制、サービス安定性、類似業務実績等	15 点

(様式 8 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時はもちろん、故障時のサービス停止などトラブルに適切かつ迅速に対応できる体制がとられているか。 ・万が一の災害に備えた災害に強い通信設備であるか。 ・災害時の早期復旧を行うための支援体制が充実しているか。 	
工程計画 (様式 9 関係)	<p>適切な工程計画か、遅延リスクへの対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行程計画が適切かつ現実的であるか。また、工事の遅延リスクへの対応策が具体的であるか。 	10 点
企画提案内容 (様式 10 関係)	<p>利用者サービス、整備後の利用促進等の取組、初期費用・月額料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の故障や接続方法・操作方法などについて、利用者へのアフターケア体制が十分であるか。 ・加入者は、良質で豊富なサービスを適正な価格で利用できるか。 ・加入時等の工事費用は妥当な金額であるか。 ・加入率向上に向けた取組は具体的であるか。 ・将来の ICT における環境変化へ柔軟に対応できるか。 ・魅力的な情報通信サービスの独自展開案や将来計画が示されているか。 ・市にとって、必要かつ有益な提案がなされており、意欲や責任感が評価できるか。 	20 点
コスト (様式 11 関係)	<p>事業費の総額及び事業者負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費総額を低く抑えるとともに、事業者自らの費用負担を考慮しているか。 	20 点
	<p>補助金交付希望額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担限度額以内であり、市の負担を低く抑えているか。 	20 点
合 計		100 点

14 . 候補者の特定方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を本事業の事業者として特定する。ただし、適切な提案がない場合には、事業者を特定せずにプロポーザルの手続きを中止する。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を本事業の事業者として特定する。

- (3) 提案者は、審査結果について異議を申し立てることはできないこと。

15．審査結果

(1) 通知方法

全ての応募者に文書にて審査結果を通知する。

(2) 通知時期通知時期

令和2年8月24日(月)【予定】

16．失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とすること。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書「補助金交付希望額」が限度額を超過した場合

17．その他

- (1) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面(任意様式)によりその旨を下記18まで提出すること。
- (2) 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とすること。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないこと。
- (4) 提出書類は返却しないこと。ただし、市は提出書類を提案者に無断で他の事業に使用しないこと。
- (5) 西条市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本契約に関する全ての文書は、原則として開示の対象文書となること。ただし、提案者の正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (6) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないこと。
- (7) 提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するものであるが、本市は手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の複製等を行うことができるものとする。

18．担当部署(提出・問合せ先)

西条市総務部 ICT 推進課(担当:三崎、渡部)

TEL:0897-56-5151(内線 2165) FAX:0897-52-1200

Mail:ictsuishin@saijo-city.jp